

条 例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 15 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 66 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 5 に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定に定めるもののほか、獣医師が、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 2 項の規定による牛の死体の検査業務その他人事委員会が定めるものに従事したときは、当該業務に従事した日 1 日につき 700 円を支給する。

第 26 条第 1 項の表中

福祉総合相談所	福祉業務手当
---------	--------

 を

「

福祉総合相談所	福祉業務手当
中央家畜保健衛生所	家畜保健衛生業務従事手当

 に改める。」

第 2 条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 25 条の 18 第 1 項中「、肥後学園」を削る。

第 26 条第 1 項の表中

養護学校
こども総合療育センター
肥後学園
清水が丘学園

 を

養護学校
こども総合療育センター
清水が丘学園

 に改める。」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 26 条第 1 項の表の改正規定は平成 16 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の第 25 条の 5 第 3 項の規定は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 15 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 67 号

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第 1 条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 28 項中「第 15 条に規定する」の次に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加え、附則第 34 項中「平成 10 年 10 月 21 日に」の次に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加え、「「事業団」を「「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）」を「同法」に改め、「引き続き」の次に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加え、「「公 団」を「「旧公団」に、「引き続き公団」を「引き続き旧公団」に、「その者の日本国有鉄道」を「その者の旧日本国有鉄道」に、「、事業団」を「、旧事業団」に、「及び公団」を「及び旧公団」に、「事業団又は公団」を「旧事業団又は旧公団」に改める。

第 2 条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

附則第 29 項中「、第 6 条の規定にかかわらず」を削り、「100 分の 110」を「100 分の 104」に改め、附則第 30 項中「35 年を超え 38 年以下」を「36 年」に改める。

第 3 条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 20 条の 5」を「第 26 条」に改める。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和 48 年熊本県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「第 6 条並びに」を削り、「100 分の 110」を「100 分の 104」に改め、附